◇**食料供給困難事態対策法施行令**（政令第三九号）

（農林水産省）

1　特定食料

(一)　食料供給困難事態対策法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める農林水産物は、次に掲げる農林水産物とすることとした。

(1)　米穀

(2)　小麦

(3)　大豆

(4)　菜種又は油やしの実

(5)　てん菜又はさとうきび

(6)　生乳（しぼったままの牛乳をいう。）

(7)　牛、豚又は鶏の肉

(8)　鶏卵

(二)　法第二条第一号の政令で定める食品は、次に掲げる食品とすることとした。

(1)　小麦粉

(2)　植物油脂（(一)の(3)又は(4)に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）

(3)　砂糖（(一)の(5)に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）

(4)　飲用牛乳（加工乳（(一)の(6)に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）を含む。）又は乳製品（(一)の(6)に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）

(5)　鶏卵から卵殻を取り除いたもの（乾燥その他保存に適する処理をしたものを含む。）

（第一条関係）

2　特定資材

法第二条第二号の規定に基づき政令で定める特定資材を、肥料、農薬等とすることとした。（第二条関係）

3　指定行政機関及び指定地方行政機関

法第二条第六号及び第七号の規定に基づき、指定行政機関及び指定地方行政機関を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇**金融商品取引法施行令の一部を改正する政令**（政令第四〇号）（金融庁）

1　株券等の発行者である会社がその取締役等を相手方として行う届出を要しない株券等の募集又は売出しにおける当該株券等の譲渡制限期間を当該株券等の交付日の属する事業年度に係る当該会社の有価証券報告書又は半期報告書が提出されるまでの期間とすることとした。（金融商品取引法施行令第二条の一二関係）

2　第一種少額電子募集取扱業務において募集の取扱い等ができない有価証券から届出又は発行登録が行われている有価証券及び開示が行われている有価証券を除くほか、所要の規制の整備を行うこととした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の二関係）

3　第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務における有価証券の発行価額の総額を五億円未満とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の三第一号関係）

4　第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務における取得する者が払い込む額を二〇〇万円を超えない範囲内において当該者の財産の状況に応じ内閣府令で定める額以下とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の三第二号関係）

5　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

6　この政令は、令和七年二月二五日から施行することとした。

政　令

日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十六号

日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の令和五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の令和五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（令和五年政令第三十九号）は、廃止する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十七号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同号ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「百円」に、「三百三十三円」を「三百八十三円」を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円」に改め、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。